

【物流基盤強化事業費補助金 F A Q】

質問区分	質問	回答
A申請について	A1 県外に本社が所在している場合、申請者名は本社での記載でしょうか。拠点は山梨になるので山梨の支店名での申請は可能ですか。	本社で申請してください。 履歴事項全部証明書に支店の記載があり、決裁権が支店に委ねられている場合は支店名でも可能です。
	A2 他補助金との併用について、具体的に教えてください。	同一事業でない場合は、併用が可能です。同一事業での併用は不可能です。 (例) ・本補助金でフォークリフト、省エネ・再エネ補助金でLEDの導入は可能 ・本補助金、省エネ・再エネ補助金の両方で同一のエアコンの導入は不可能 また、同じ国の交付金を財源としない助成金や補助金については同一事業でも併用可能です。 (例) ・本補助金及び国の交付金が財源でない助成金を併用し脳MRIを受診する場合など 助成金分を差し引いた金額での申請が可能です。申請要領P 9をご参照ください。
	A3 複数事業所の申請の場合は総額の見積でも可能でしょうか。	総額の見積で構いません。 ただし事務所ごとの内訳などは手書きするなど分かるように記載ください。
	A4 申請要件になっている「事業継続力強化計画」の策定は、認定済みの場合再認定が必要ですか？計画期間内のもは有効ですか。	計画期間内であれば認定は不要です。
	A5 優先採択を希望する場合、「山梨減塩宣言プロジェクト」と「パートナーシップ構築宣言」の両方の登録を受ける必要がありますか。	どちらか片方でもかまいません。
B対象事業について	B1 昨年度あった具体的な活用事例を教えてください。	フォークリフト、タイヤ、脳MRI、トラック、システム改修、女子トイレの改修などがあります。申請要領11~12ページをご参照ください。
	B2 翌年度以降使用するためにストックするタイヤの購入は補助対象でしょうか。	タイヤの購入は、業務の効率化省力化や安全対策に資することから本補助金の補助対象経費としております。しかし、ストック目的で購入したタイヤは、そのいずれにもあてはまらないため補助対象外です。
	B3 脳ドック受診病院は、1回の申請で2つ以上の病院にまたがってもよいでしょうか。	複数病院にて診療を受けていただいて構いません。 見積は受診する予定の病院すべてのものを提出してください。
	B4 夏期にスタッドレスタイヤを購入した場合も、実績報告時に装着状態の写真を撮る必要がありますか。	購入後、車両の全景が分かるもの及び 装着予定車両の横に並べて配置した写真を提出してください。
	B5 ドライバー用の、車載できる防災用品ボックスは補助対象ですか。	補助対象となります。
	B6 洗車機の購入を考えているが、設置にあたり造成工事が必要となります。この場合補助対象経費として、洗車機のみか設置費用込みの工事費込みの費用が対象経費に該当しますか。	設置場所の整備工事や基礎工事に要する費用に該当するため対象となりません。 申請要領P 12~13をご参照ください

	B7	購入したフォークリフトを取引先等他社倉庫などで使用することは、可能ですか。	可能です。
	B8	トラックの購入は補助対象ですか。	補助対象となります。交付決定後に契約、納品、支払いを行ったのち令和9年2月10日までに実績報告を提出していただく必要がありますのでご注意ください。
	B9	トイレや浄化槽といった改修についての考え方について 新設ではなく立て替えや既存施設に建て増しする場合など、 どこまでが補助対象の範囲となりますか。 例1：倉庫内に新しくトイレを設置する場合 例2：敷地内にトイレのみの建屋を建てる場合 また、新たに浄化槽を整備する場合はどのような考え方になるか。	建屋、構築物、簡易建物等の取得費用は、補助対象費にはなりません。 例1：既存施設にトイレを整備する場合は施設の改修とみなし補助対象費です。 例2：新たに建屋を建築しトイレを設置する場合は、 建屋、構築物の取得となり補助対象外です。 また、浄化槽については、トイレ設備と一体的に設置するものは対象になりますが、浄化槽単体を交換する場合は対象外です。
	B10	職場の椅子や机などといった事務用品を買い換えにより、労働環境の整備を行いたいのですが、事務用品の買い換えは、補助経費に該当しますか。	労働環境の整備に資する計画であれば補助対象費となります。 ただし、公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費は、 対象外となりますのでご注意ください。申請要領P13をご参照ください。
	B11	パッカー車（白ナンバー）は補助対象ですか。	省力化・効率化、安全対策、労働環境整備に資するものであれば対象となります。
	B12	リース契約は、補助経費の対象となりますか。	対象となりますが、実績報告までに支払いが終わった分（最長でも令和9年3月分まで） が対象となります。
	B13	昨年度募集では施設の新設は対象外で、改修は対象でしたが、既存施設を取り壊して新しくする 場合、対象でしょうか。	B10と同様に、建屋、構築物の取得に係わる費用は補助対象外となります。 既存施設を取り壊して新設する場合は、補助対象外です。
C実績報告について	C1	完了日の考え方はいつになりますか。	設備等が納品され、支払いを行った日が完了日となります。